

東山区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月29日

東山区選挙管理委員会委員長 村 井 正

東山区選挙管理委員会規程第1号

東山区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

東山区選挙管理委員会規程の一部を次のように改正する。

第22条第3項第6号中「売却の見込みのない不用物品（備品を除く。）」を「京都市物品会計規則第22条による廃棄物品」に改める。

第26条本文中「第6条」の右に「本文」を加え、「第2項」の右に「本文及び同条例第6条ただし書」を加え、同条ただし書きを削る。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第26条本文及び同条ただし書きの改正規定は、公布の日から施行する。

(東山区選挙管理委員会事務局)